

知って得する ハッピーライフ FP 通信

知ってトクする！？知らなきゃ損する！？アナタの生活をハッピーに！賢く豊かに生活するために必要な情報をお届けします。私たち東海FPセンターは、あなたのハッピーライフ、ハッピーリタイアメントを全力で応援します！



今月のトピックス

- ① 新たな所得連動返済型奨学金制度の創設
- ② 岩本の独り言



いつもお世話になり、誠に有難うございます。

早いもので今年も残すところあと少しとなりました。

皆さんにとって今年はどうな一年でしたか？

2016年はマイナス金利の導入に始まり、イギリスのEU離脱、そして予想外のアメリカ大統領選挙。

ビックリニュースが立て続けに起こりました。

そして、それらの事件が良くも悪くも、私たちの生活に影響を与えたことは確かです。

このような世の中で起きる大きな事件は、誰にも防ぐことができません。

大切なのは、
何らかの事件が起きたときどうすべきか？
という判断力と、行動の選択です。



今年一年、大変お世話になりました！

2017年も引き続き、どうぞ宜しくお願い致します。

「どうすべきか？」

という判断をするための正しい判断材料、情報をお届けすることが、私たちファイナンシャルプランナーの役割です。

2017年も、皆様の豊かさ生活実現のために、

日々勉強、有益な情報をお届けしていきたいと思っております。
来年もどうぞ宜しくお願いします。

岩本 貴久

東海FPセンター

<http://www.tokaijp.com>

◆貯金に関するご相談は…

60歳または、65歳から掛け金の1.5倍の年金を受け取る方法

「1.5倍の年金の相談」と声をかけてください。
(年金に限らず、中長期の貯金全般です。)

E-mail: t-iwamoto@tokaifp.com

URL: <http://www.tokaifp.com/jinenkin/>

岩本携帯: 090-4082-7007

新たな所得連動返還型奨学金制度の創設について

奨学金と聞いて、すぐに思い浮かぶのは日本学生支援機構の奨学金制度だと思います。

機構の奨学金制度には、貸与から返還終了まで全期間無利息の「第一種奨学金(以下「無利子奨学金」)」と、在学中のみ無利息で卒業後は有利息となる「第二種奨学金」の2つがあります。

このうち無利子奨学金には、平成24年度に所得連動返還型制度が導入されていますが、さらに新たな所得連動返還型制度が導入され、平成29年度の新規採用者から適用される予定です。

そこで、今回は、現行制度を確認した上で、新しい所得連動返還型奨学金制度に関する情報について。

返還期限が猶予される現行の制度

現行の「所得連動返還型無利子奨学金制度」は、経済的な理由により進学を断念することがないよう、家計状況の厳しい世帯の学生等を対象として、無利子奨学金の貸与を受けた本人が卒業後に一定の収入を得られるようになるまでの間、申請により返還期限を猶予するもので、平成24年度に導入されました。

(1)対象者

- ✓ 平成24年4月以降の無利子奨学金採用者(大学院は除く)
- ✓ 奨学金申請時の家計支持者の所得金額(父母の合算額)が次の金額であること
 - 給与所得のみの世帯:年間収入(税込)が300万円以下
 - 給与所得以外の世帯:年間所得金額(必要経費控除後)が200万円以下

(2)対象となるための手続き

特別の手続きは必要ありません。無利子奨学金申込者の中から、所得連動返還型奨学金制度の基準に合致する人を機構が選考して、本人に通知*する形がとられます。

*「奨学生証」および「貸与奨学金返還確認票」に「所得連動返還型無利子奨学金」と印字されます。

(3)貸与終了後の返還について

- ✓ 通常の奨学生と同様に返還しますが、返還が困難である場合または困難となった場合は、次のようになります。
- ✓ 返還期限猶予の申請書(猶予願)に必要な書類を添付して機構に提出し、機構の承認を得ることで返還期限が猶予されます。
- ✓ 卒業後に一定の収入(給与所得者は収入300万円、給与所得者以外は所得200万円)を得るまでの間は、返還期限を延長することができます。
- ✓ 返還猶予期間に制限はありませんが、継続して猶予を受ける場合は、毎年度の申請が必要です。
- ✓ 猶予期間が終わったら、通常の定額返還に戻ります。

ただし、返還者が被扶養者である場合は以下の1)~4)の条件のいずれか1つに該当する必要があります。

該当しない場合は、通常の返還期限猶予(通算10年限度)の取り扱いになります。

- ① 乳児がいる世帯で当該被扶養者以外に保育する者がいない
- ② 介護等を要する障害者、療養者または要介護者がいる世帯で当該被扶養者以外に介護等を行う者がいない
- ③ 当該被扶養者が妊娠中である
- ④ 当該被扶養者が身体の障害その他やむを得ない事由により就労が制限されている

以上のように現行の所得連動返還型無利子奨学金制度は、返還者の年間収入が300万円を超えると定額での返還が求められますが、年収300万円~400万円程度の年収である返還者にとっては奨学金の返済負担が重くのしかかるという課題があります。

平成26年の調査では、3カ月以上の滞納をしている返還者は約17万人にのぼります。この現状を踏まえて新制度では返還者の年収が低い時期に負担軽減が図られています。

年収に応じて返済額が決まる新しい制度

「新所得連動返還型無利子奨学金制度」は、年収に応じて毎月の返済額が決まる仕組みで、貸与総額に応じた一定額を返済する「定額返還型（通常の無利子奨学金）」との選択制となります。

現時点での主な仕組みは次のとおりですが、運用開始までに変更が生じる場合もあります。

新所得連動返還型無利子奨学金制度は、平成29年度の新規返還者から適用されます。

（注）便宜上、新しい所得連動返還型制度を「新制度」、現行の所得連動返還型制度を「現行制度」と表記します。

（1）対象となる学校種

新制度の適用対象は、高等専門学校、大学、短期大学、専修学校専門課程、大学院。現行制度では大学院は適用除外となっていますが、新制度では大学院で学ぶ学生等についても対象の予定となります。

（2）奨学金申請時の家計支持者の所得要件

新制度では、現行制度にある申請時の家計支持者の所得要件（給与収入は300万円以下）は設けられていません。

家計支持者の所得にかかわらず、全員が新制度の適用対象となります。

（3）所得に応じた返済額の設定および返還を開始する所得額

- ✓ 所得が一定額となるまでの最低返済額は月額2,000円とし、所得が一定額を超えた場合は所得に応じた返還額（課税所得の9%相当）を返還します。
- ✓ ただし、返還が困難な場合は、（4）の返還猶予を申請することができます。

（4）返還猶予の申請可能所得および年数

- ✓ 返還猶予の申請が可能となるのは給与収入300万円以下の者で、申請可能年数は通算で10年が限度となります

- ✓ 返還者の給与収入が300万円以下、かつ、奨学金申請時に家計支持者の年間給与収入が300万円以下の者については、申請可能年数に制限はありません

- ✓ 災害、傷病、生活保護受給中等の場合は、その事由が続いている間（無制限）は返還猶予とされます

（5）返還期間

- ✓ 返還が完了するまでとされます
- ✓ 返済完了前に本人が死亡または障害等により返還不能となった場合はその時までとなります。

（6）所得の算出等

マイナンバー制度を利用して返還者の住民税の課税所得を取得します。

「課税対象所得＝給与等収入－所得控除」

（7）返還者が被扶養者になった場合の収入の考え方

返還者が被扶養者になった場合には、扶養者のマイナンバーの提出を求め、提出があり、かつ、返還者と扶養者の収入の合計額が一定額を超えない場合のみ、所得連動返還型による返還が認められます。

（8）保証制度

返済期間が長期に及んだり不定期となったりすることから、保護者を連帯保証人などとする人的保証ではなく、原則として機関保証が採用される予定です。

（9）返還方式の選択

新所得連動返還型および定額返還型のいずれの返還方式とするかは貸与申込時に学生が選択しますが、卒業までに返還方法を変更（定額返還型から所得連動返還型へ、その逆も可能）することもできます。

変換方式のイメージは以下のようになります。

例）平成29年度以降に私立大学で自宅通学の学生が大学などで、月額54,000円総額2,592,000円（4年間）を借りる。

【ポイント】社会人になってから返す月額額は以下のどちらかが選択可能になります。

① 定額返済型（現行の制度）

